

かみね 議会だより

211号

令和6年
第3回定例会(9月)

P.2 こんなことが決まりました(主な議案)
P.3 議案賛否表
P.6~15 そこが聞きたい(一般質問)

SAGA 2024

国スポ・全障スポ
新しい大会へ。

すべての人に、スポーツのチカラを。



議会ホームページ



令和6年 第3回定例会で

こんな
ことが

決まりました

11議案 可決認定

令和6年第3回定例会は9月2日から13日迄の12日間の会期で開催され、6議案が原案どおり可決し、令和5年度決算認定については、決算特別委員会に付託、審議し5議案を認定しました。

主なものを
紹介します

令和6年度 一般会計補正予算（第4号）

1億7,464万1千円

総額132億1,651万9千円

町道新設改良工事

1,020万円

小学校前通学道路整備他に伴う予算となります。

生活道路舗装工事補助金

710万円

上坊所及び下坊所地区の生活道路整備に伴う予算となります。

町道雑草樹木管理
業務委託料

町道等にかかる雑草等の代採及び処理の業務委託料となります。

260万円

環境衛生対策委託料

495万円

大字前牟田サギ被害対策の予算となります。

新規就農総合支
援事業補助金

経営開始資金補助に伴う予算となります。

150万円

熱中症対策事業費
補助金

102万9千円

保育施設等の冷房設備を設置又は更新するための予算となります。

国に対し

意見書を提出

地方財政の充実・強化を求める意見書

賛全
成員

記

- 社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。
- とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。
- 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性は是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 政府が減税政策を行う場合、地方財政に影響が出ないよう、その財源は必ず保障すること。その際は、「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うこと。
- 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。また、その一部において導入されている行革努力や取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。
- 会計年度任用職員においては2024年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き、その財政需要を十分に満たすこと。
- 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。とりわけ地域手当については、全国で同様の職務を担っているにもかかわらず、支給割合に0～20%もの大きな格差が生じていること、近隣自治体間における支給割合の差により人材確保上の困難が生じていることから、自治体の自己決定権を尊重し、特別交付税の減額措置を廃止すること。
- 自治体業務システムの標準化・共通化にむけては、その移行に係る経費と、移行の影響を受けるシステムの改修経費までを含め、デジタル基盤改革支援補助金を拡充するなど、引き続き必要な財源を保障すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加など、DX化にともない地方においてシステム改修や事務負担の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
- 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。
- 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年9月13日

佐賀県上峰町議会

令和6年 第3回定例会 議案賛否表

〈賛 否 表〉

○は賛成 ×は反対

議案番号	件名	採決結果	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
			蔵戸新	石橋信	江崎文男	鈴木千春	大川徹也	原直弘	吉田豊	吉富隆	寺崎太彦	大川隆城
第3回定例会												
33	上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
34	令和6年度上峰町一般会計補正予算（第4号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
35	令和6年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
36	令和6年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
37	令和6年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
38	令和6年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
39	令和5年度上峰町一般会計歳入歳出決算認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
40	令和5年度上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
41	令和5年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
42	令和5年度上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
43	令和5年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-

○議長は賛否の意思表示をすることはできません。採決の結果、可否同数のときは議長が裁決権を行使します。（過半数議決の場合）

令和6年度 補正予算

一般会計 1億7,464万1千円増額して、総額132億1,651万9千円となる。

歳入補正予算の主なもの(増額のみ)

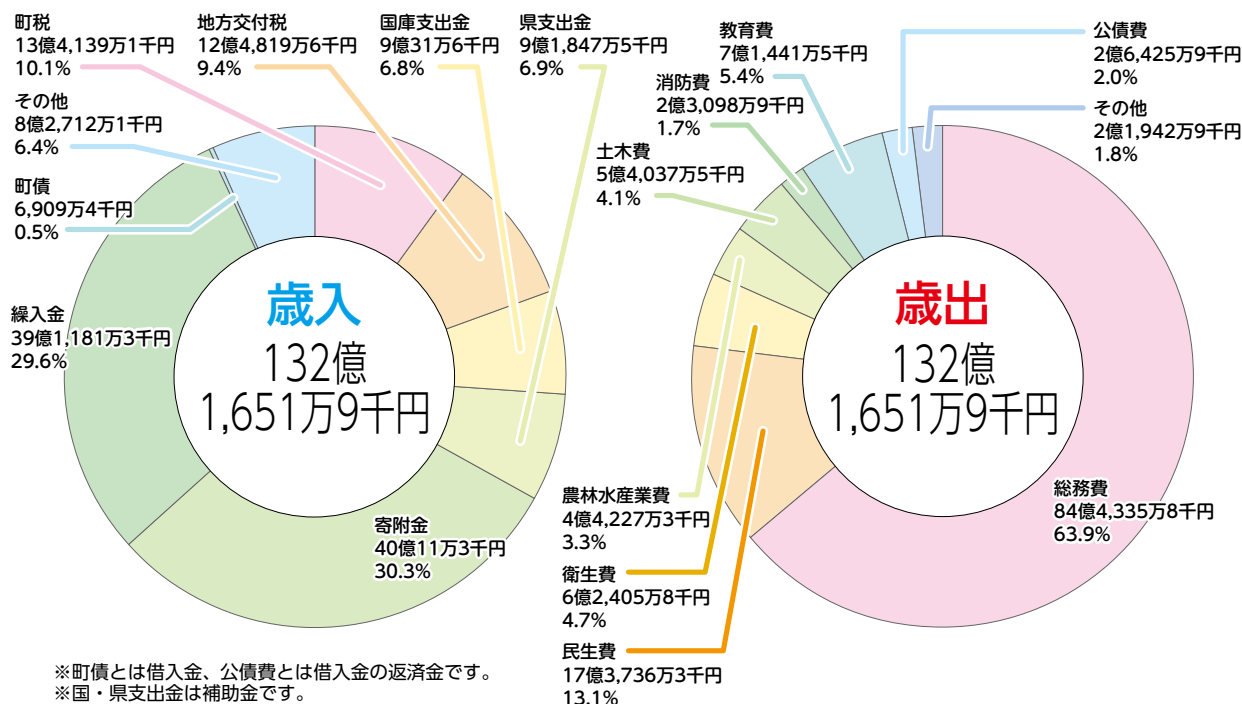
◎繰越金	1億4,677万2千円
◎普通交付税	7,819万6千円
◎ふるさと寄附金基金繰入金	3,249万5千円
◎デジタル基盤改革支援補助金	2,279万6千円

歳出補正予算の主なもの(増額のみ)

◎財政調整基金費積立金	9,830万円
◎地方公共団体情報システム標準化・共通化業務委託料	2,279万6千円
◎町道新設改良工事	1,020万円
◎生活道路舗装工事補助金	710万円

予算

本会期までの累計



特別会計

国民健康保険特別会計

7,446万5千円増額し、11億2,316万5千円となる

後期高齢者医療特別会計

502万2千円増額し、1億4,360万5千円となる

土地取得特別会計

177万8千円増額し、178万円4千円となる

農業集落排水特別会計 ※歳出予算額

500万円増額し、8億3,009万6千円となる

議長交際費の支出状況 (令和6年度上半期)

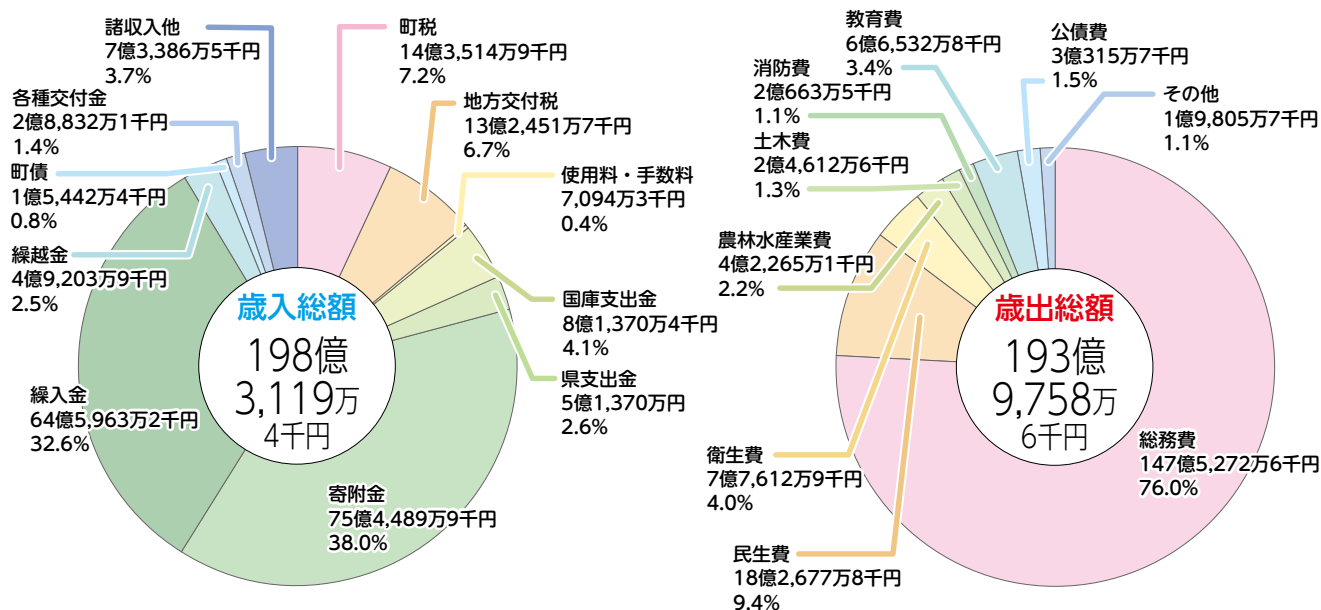
区分	金額	内容
会費	5,000円	上峰町遺族会懇談会
//	3,000円	知事・市町議長懇談会
支援金	5,000円	原水爆禁止世界大会
お祝	6,700円	振興常任委員研修受け入れ先へ
献花	10,000円	上峰町戦没者追悼式
合計	29,700円	

令和5年度 一般会計・特別会計 決算を認定

令和6年9月2日の本会議において、令和5年度上峰町一般会計歳入歳出決算及び各種特別会計歳入歳出決算が決算特別委員会に付託されました。9月9日から11日の3日間にわたり厳正なる審査が行われ、慎重な審査の結果、予算執行が適正であることを認め賛成多数をもって認定すべきものと決定されました。認定した内容は次のとおりです。

(千円未満を四捨五入しているので、総額と一致しない場合があります)

一般会計 歳入総額198億3,119万4千円：歳出総額193億9,758万6千円：差引額4億3,360万8千円



特別会計

特別会計名称	歳入総額	歳出総額	差引額
国民健康保険	10億6,622万1千円	9億7,309万1千円	9,313万円
後期高齢者医療	1億3,562万5千円	1億3,060万1千円	502万4千円
土地取得	177万9千円	0千円	177万9千円
農業集落排水	6億3,055万8千円	5億5,764万5千円	7,291万3千円

主な財政指標

	指標の説明	R5年度	前年度
財政力指数	町の財政力を表す指数。1に近い団体ほど自主財源の割合が高く、財政に余裕があるとされる。	0.52%	0.55%
経常収支比率	町の財政の弾力性を表す指標。数値が低い団体ほど自由に使える財源が多いとされる。	91.0%	94.7%
実質公債費比率	町の借金返済額が標準財政規模に占める割合を表す指標。18%を超えると起債発行の際に許可が必要となり、25%を超えると起債発行に制限がかかる。	7.5%	9.0%
将来負担比率	現時点で、町が将来負担すべき債務が標準財政規模の何倍あるかを表す指標。	—	—

一般質問

そこが聞きたい!!

令和6年度 第3回定例会(9月)

9月定例会にて一般質問に登壇した議員は9名となります。通告の質問事項は、下記のとおりとなりますが、議会の様子も編集後にホームページで掲載されますので、あわせてご覧ください。

No.	議員	質問事項 (○印の質問事項が記事になっております)	頁
1	 大川徹也議員	①町長の一般社団法人理事就任の問題について ②ふるさと納税返礼品の鰻について ③中心市街地活性化事業の町財政計画等について	P.7
2	 石橋信議員	①地域振興対策について ②安全・安心な町づくりについて 3 消防団について	P.8
3	 吉田豊議員	①町長選挙 2 農業振興 ③農業集落排水 4 防災 5 中心市街地開発	P.9
4	 原直弘議員	①ふるさと納税業務委託について ②ふるさと納税寄附金について 3 中心市街地活性化事業の進捗及び今後の予定について	P.10
5	 寺崎太彦議員	①健康増進対策について ②福祉対策について ③振興対策について	P.11
6	 鈴木千春議員	①大災害発生時の考えについて ②中心市街地活性化事業の進捗について ③農業振興について	P.12
7	 蔵戸新議員	①集落支援員の活動について ②会計年度任用職員並びに行政事務支援員の雇用状況について ③鳥獣被害防止総合対策交付金事業について	P.13
8	 古富隆議員	①上峰町中心市街地活性化事業関連について ②上峰町の今後の農業について 3 ふるさと納税について	P.14
9	 江崎文男議員	①農業集落排水事業について ②上峰町中心市街地活性化事業について 3 町長の進退について	P.15

選挙管理委員会の見解と決定内容は

職権によって行われると解する旨の判例がある

問 町長が一般社団法人の理事に就任していた件で、地方自治法第142条の請負人等となることへの禁止に抵触する恐れがあり、同143条では選挙管理委員会が、その場合の処遇を決するとある。彼らの見解と決定内容を問う。

答 総務課長 地方自治法第142条の趣旨の考えは、地方公共団体の犠牲において、その長の個人的な利益を図ることを防止することにあるとの判例がある。同法143条1項*地方公共団体の長の失職の決定は、当該地方公共団体の選挙管理委員会の自主的判断に委ねられた専権に属するものであって、ほかからの

申立てを待たずに選挙管理委員会の職権によって行われると解するのが相当であり、決定を求める新先生を認めた規定が存在しない以上住民が決定を求める申請をすることはできないものというべきであるとの*判例が昭和60年11月21日、新潟地方裁判所にある。

問 今回の事案に対して、決定した、しないを含め、公表しないということか。

答 総務課長 選挙管理委員会の会務としては、選挙に関する事務を管理するとされており、委員会が定例会と臨時会があり、公職選挙法に定める事項についての議決を行っており、事務に関して

は適切に処理を行っている。

不適正表示の鰻の当町での取扱は

「町の立場としては」法律に抵触していない

問 九州農政局のプレスリリースでは、久留米市の事業者が少なくとも令和2年11月から令和3年11月まで鰻の不適正表示を行いつつながら、ふるさと納税返礼品取り扱い業者等に販売したことが報告された。当町にも納入があつていたか。今年3月議会での同質問では課長は把握していないとのことだったが。

答 副町長 当町のふるさと納税で国産鰻として出品していたものに「大隅産」と誤ったシールが貼られていたが、ポータルサイト上は「国産」と表示されており、ふるさと納税制度上は問題ないとの見解を法律の専門家から指摘を受けている。

問 誤って「大隅産」のシールを貼ったのが、約38,600尾。正直、「誤って」だろうと思う。それはさておき、このことは寄付者にお知らせすべきではないか。上峰町が誠実な対応をされるかどうか知りたい。

答 政策課長 町の立場からすると大隅産以外の鹿児島産、宮崎産であったとしても国産鰻であり各法の法律に町としては抵触しないという形と考えられる。

中心市街地事業の財政計画は

ふるさと納税寄附金の影響は受けない

問 中心市街地活性化事業の進行予定及び総合的な町の予算等財政計画を問う。

答 政策課長 事業開発の内容としては

4つの建屋が建築されることになるが、L A B V方式により合同会社が行うのが道の駅と文教施設になる。定住促進住宅は町がP F I

により実施し、多目的交流施設についても町が公共として実施することとすみ分けられている。

答 総務課長 町の最上位計画である上峰まちづくりプランの重点プロジェクトに掲げており、具体的取組事業も計画並びに整備がはじまり、事業に伴う予定について、財政計画を下に執行していきたいと考えている。詳細は、今後進行予定に沿った予算計上を行い、議会にお諮りしたい。

問 道の駅、住宅は契約が終わっている。文教施設と多目的施設の契約予定は。

答 政策課長 文教施設は開発会社たる合同会社の方で今後詳細設計に入っていくので以降だろうと思っている。また多目的施設については現在補助採択の申請中でありそれ以降と思っている。

問 これだけの豪華な建屋にはお金がいる。合同会社に入れた金額が令和5年度末で、累計83億円。現時点で幾ら残っているか。

答 町長 中心市街地活性化事業は文字どおり官民連携事業であり公からは土地の拠出とC G Fであり、民間の資金と信用を活用し民間の資金調達を基にした事業体である。ふるさと納税の寄付金が影響を受けても中心市街地事業には影響を受けない。私の公約は健全な財政状況を維持しながら、この中心市街地をしっかりと上げるということ。よって実質0負担の定住促進住宅に加えて町の税負担は1億程の範囲で道の駅建設。

要望 中心市街地財政計画に対する第三者委員会の設置をお願いする。

※は、P.16をご参照ください。



大川 徹也 議員



石橋 信 議員

空き家対策の取組の進捗は

相続人調査を進めている

問 特定不明の空き家の相続にかかわる方の調査はどの程度分かりはじめているのか。

答 住民課長 司法書士と近日中に相続人調査委託契約ができる。

問 次のステップにいくためにスケジュールは作成しているのか。

答 住民課長 相続人が確定したら相続の意思の確認後、結果を受け除却に向けた協議、代執行等へ

向けた準備又裁判所への相続放棄申請の確認等が発生する。

相続人全員が放棄をされたら相続財産清算人の選任を申し立てするなど進み方も違ってくると思われる。

要望 司法書士と連絡を密にし進捗管理を課長に願う。

課長に願う。

竹林や樹木が倒れ掛かる危険地区環境改善は

定期的に管理するよう周知を図る

問 高齢者夫婦、お一人でお住いの高齢者の方へ行政から支援、協力はできないのか。

答 住民課長 民事の問題に関し基本的には専門家に相談して頂きたい。

問 道路、町道関係について建設課の考えは。

答 建設課長 住民課答弁の通りである

が、法改正等もあり急迫の場合については処理をしている。

問 高齢者のみ住まわれ、体が弱り手入れも出来ない方々へ町として手助けする検討をお願いしたいが。

答 住民課長 住民の皆様の問題提起する機会をつくっていくながらどのような支援ができるか今後研究させて頂きたい。

町道脇U字溝蓋騒音解消は

側溝の改修を計画的に行っている

問 今回8カ所改修予定だがお困りの路線が分からない。他の路線でも簡易的に可能か。

答 建設課長 今年度計画は窓口で確認できる。又該当箇所を見てご要望等を聞きながら計画、見直しをやっていく。

大字堤地区ため池の管理について

町、地区、農業従事者が管理

問 管理地区でも、高齢のため、ため池を守ることができない。又、後継者もないが具体的にどんな管理を。

答 産業課長 ホームページに掲載しており点検のポイントを絞った形で掲示されている。

問 所有者が国、町、集落、未確定の場合税金はどのようになっているのか。

答 税務課長 基本的に行政は非課税、その他は課税標準額が少ないので非課税。未確定はどのような。

問 税務課長 課税が出来ない状態で処理をしている。

問 課税が出来ない処理とは具体的に。

答 税務課長 後ほど確認報告する。

問 ため池は水害、災害を抑制できる機能も持っているが、ため池に関わる地域は維持管理が非常に難しい局面にある。

答 産業課長 高齢化の波は来ている。今後問題が発生する可能性があるので検討していく。

大幅な環境改善事業は国、県、町がバックアップする形で管理のほうを前向きに検討願う。

産業課長 高齢化の波は来ている。今後問題が発生する可能性があるので検討していく。

次期町長選へ出馬の意向は

取り組むべき諸行政に努力

問 最初の町長就任当

時の町の財政事情は、第二の夕張市になるような危機的財政事情だった。そこから、町の財政再建に取り組み、みごと復活。町の貯金である基金残高は45億である。さらには、大型商業施設の跡地を無償で譲り受け、中心市街地活性化事業として取り組むなど、行績の数々、町民の武広町長に対する期待は大きなものである。残すところもあと半年を切り、次期

町長選に対する出馬表明をしてはどうか。

答 町長 私が今集中しなければなら

いのはやはり一番町民の関心事をしつかりと全力で力を注いでいくことだと自分に言い聞かせており、その点御容赦いただきたい。

所感 今日はメディアの方々も見えてお

り、町民の皆様も明日の新聞報道で伝えられるので、町民の皆様もそれを読めば町長の気持ちかわかると思い質問を終わる。



吉田 豊 議員

農業集落排水の設置目的と事業運営方針は

排水の基本は原因者の考え

問 現在中村地区で宅

地開発が進んでおり、合併処理による排水処理が計画されているようだが、排水基準は現在の農業用水の基準は守られるのか。

答 建設課長 江迎地

区の処理方法は、真空式というポンプで汚水を吸い上げる方式であり、機能的に無理があり、接続できなかった。

問 農集排の設置目的

は、生活環境の向上と、農業用水の浄化、保全が目的である。現在の当地域は筑後川の水が流れているが、この水質が保たれるのか。

答 町長 浄化槽の排水基準について

は、保健所の指導下にあるので、保健所に確認をしていく。

問 中心市街地活性化

事業では、各種の施設整備が計画されている。先の課長の答弁では、「下水に取り込む可能性があればそれは推進する。」とのことだったが、

一部の意見として、

処理能力の関係から、合併処理浄化槽による処理方法の提言もある。私は、農集排に接続し、環境の維持と農業用水の安全確保をはかるべきだ

と思う。建設課長として、中心市街地の各種施設の排水はどのように考えている

か。

答 建設課長 現計画

では、24時間トイレと情報提供施設と駐車場のトイレは坊所処理区へ、体育館、プール等は多目的交流施設として町が設置する公共施設であるから町の下水道へ接続する。他の施設は合同会社のほうで下水の計画をされ、そこで適切な処理方式を検討されて実施されることになる。

答 町長 今、課長が

答弁したのは、町所有のものである。その中でも町民の皆様が災害時に使う可能性が高い。蓋然性^{がいぜんせい}が高いところは下水道をしっかりと整備するのは当然。



開発中の中心市街地

※蓋然性…ある事柄が起こる確実性や、ある事柄が真実として認められる確実性の度合い。確からしさ。



原 直弘 議員

ふるさと納税業務の 委託料は適正であるか

検証し、今後の委託料を確定する

問

ふるさと納税業務は町内の一般社団法人に随意契約で委託されており、その委託料は寄付額に対する歩合で決められている。令和4年度の委託料は約9億8千9百万円、令和5年度は約7億1千4百万円であるが、この額が実情に即したものであるか。また、適正なものであるか町の見解を尋ねる。

答

政策課長 令和3年度から現在の8%としている。ふ

問

この委託が歩合とこの委託が主催する会サイトが主催する会議においても、参加自治体の状況等を伺うと8から9%が主流のように聞いており、全国的な傾向からしても著しく乖離している状況でないと考えている。

答

町長 町が関わる社団法人の利益を見ながら委託料を増減させること自体な

じまないとと思うが、基本的に町として他のポータルサイトや中間組織といわれる地域商社の委託料を

本年のふるさと納税寄附金の実績は

寄附額の公表は控える

問

令和4年度及び5年度のふるさと納税寄附金は、寄付に伴う返礼品や事務費等を除いた約78億円を、中心市街地活性化事業（旧大型商業施設跡地開発）を行う合同会社に返済不要となる条件で支出されている。

昨年あった産地偽装により令和4年度をピークとして寄附額も下がる様相を見せていることから、今後の寄附金の使途を見直す必要があると考えるので、まず寄附金の使途を尋ねる。

答

政策課長 令和5年度の寄附金は75億4千3百万円で概算で伝えると使途は決算上ではCGF（貸付金）約29億円と積立金約46億円である。事業費として使用している内容については決算書添付資料、歳入歳出決算の概算を参照いただければと思う。

問

令和5年度の月ごとの寄附額は。

答

政策課長 四月約4億5千6百万円、五月約5億2千万円、六月約7億3千万円、七月約7億3千万円、八月約8億3千万円、九月約

検証し、今後の委託料を確定していきたい。

36億円、十月約1億5千万円、十一月約1億円、十二月約3億3千万円、一月約1千4百万円、二月約2千2百万円、三月約7千5百万円である。

問

昨年十月にあった改正により九月は駆け込み需要があり納税額が増えたのだと思うが、昨年に発覚した偽装問題で寄附額が極端に落ちていくのではないかと懸念しており、今後のふるさと納税寄附金の使途を考えると、えで重大な局面になっっていると考え。本年の四月以降の寄附額の実績は。

答

町長 月額の寄附金に一喜一憂せず、しっかりとノウハウを持った町として、今後とも努力していきたい。

問

寄附金の動向を知らないと、今後の戦略を立てることができないと思うが、課長は本年度の寄附額の把握はしていないのか。

答

町長 働き方改革で、行政の四半期に1度の報告、締めをやらないというところが多いと聞いている。偽装問題に揺れたときには情報開示が山ほどきて、委託業者はその書類作成に膨大な時間を割いた。よって、委託業者にはしっかりと機能を発揮してもらうことと併せて、議員から求められる資料はこういう形で提出することが重要と考えていきたい。

答

政策課長 収入調定で伝票を起こすタイミングで把握をしている。

平和授業等の取り組みは

後世に継いでいく

問 町の遺族会で平和の語り部事業を計画され、行政の協力が必要と思うが。

答 健康福祉課長 遺族会、社協と、連

携し戦争の記憶と平和の尊さを後世に語り継いでいくためにどのような取り組みを行っていくべきかを共に考えていく。



上峰小学校にある忠魂碑



寺崎 太彦 議員

PET検査の助成は

慎重に考えていく

問 がんの早期発見のためのPET検査の助成は出来ないのか。

答 健康福祉課長 P

ET検査は、ほぼ全身のがんの有無を1度の検査で調べることができ、がんの転移や再発の発見、良性、悪性の識別が出来ることがメリットとされている。しかし、胃、食道、肝臓、前立腺などのがんは早期発見が難しく、また血糖値が高い方は診断が難しいとされている。さらに、PET検査は費用が高額。町の集団検診で胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、子宮頸がん、乳がんについては、対象年齢の方に無料で

がん検診を受診していただき、また、毎年受診することで、がんの早期発見につながる。

問 町の検診は、胃がん、肺がん等5項目だけで安心出来るのか。医療費の増大が懸念され、予防事業を重点的にしていくことでPET検査の一部助成を検討してもらいたい。

答 健康福祉課長 町のがん検診は、国の指針に基づき行っている。新たな町独自の保健事業を行うことは、慎重に考えていきたい。

道の駅の振興策は

6次化と農家所得向上の流れをつくる

問 中心市街地事業の進捗と道の駅の振興策は。

答 政策課長 4つの

建屋が建築され、道の駅、文教施設はLABV方式で合同会社。定住促進住宅はPFI方式で、多目的交流施設は町が公共で実施する。

問 中心市街地には、認定こども園、高校、専修学校、図書館、子ども図書館、こども家庭センター、子ども家庭総合支援拠点、地域子育て拠点、直売所等が入るがこれ以外になにが入るのか。

答 町長 道の駅は、休憩施設から、観光の目的地や地域の拠点に発展している。道の駅の年間売上高

は、コンビニと同等である。現在、道の駅を核に地方創生を進め、持続可能な安定運営を図り、道の駅自体をブランドにしていく。また、防災機能を持つ安心拠点として位置づけをする。

あらゆる世代が活躍する地域センターという中で、医療的ケア児、病児保育の対応できる子育て支援施設、また施設内で働ける環境を作る。地域の方々が、ふるさと納税に関わり所得を温めることが出来たり、また、通販に努力していこうというような流れがつくられるような、加工拠点が必要である。

各家庭で水3日分の備蓄が重要



危機管理対策監

考えている。町では地域防災計画に基づき初動から応急・復旧の各段階に応じて、「被害情報の収集」や「人命救助活動」、「避難者避難所支援」、「緊急支援助物の集積・輸送」～「生活再建支援」等の災害対策を行う。

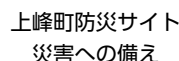
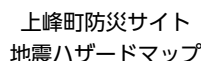
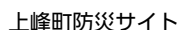
問 地域防災計画には、
県のシミュレー
ションに基づく、佐
賀平野北縁断層の被
害想定として、断水
に陥る可能性が53%
との数字であるが上
峰町で断水に陥る可

危機管理対策監

問 備蓄は。

答 危機管理対策監
飲料水の備蓄と

ては500mlのペットボトルの備蓄を2,300本保有している。また、事業者と防災協定を結んでおり、ホームセンター、コンビニ等から飲料水の緊急調達である程度確保する予定。また、東部水道企業団の給水車、あるいは自衛隊の災害派遣部隊による応急給水の要請を考えている。加えて、まずは各家庭での備蓄というのが最も重要であり、



1人3リットルを3
日分、この備蓄を目
標に啓蒙していき
たい。

要求水準をもとに管理者が検討

いろいろな検討がされる。

町長 従前の要求水準の取りまとめ

なか、6次化の促進として付加価値をつけ新たな産品を創出するという理解をしているが。

答 政策課長 道の駅には管理者が生じるので、そこにいる中で聞き取りをし、「漬物や味噌づくりの場がほしい。」あるいは「油を搾る機器などそういう拠点がある」という声をいただき、要求水準にすであがっている。

有機農業にまつわる講演会の参加者は

定員を超える申し込み

問 「有機農業にまつわる映画上映と講演会」こちらの参加人数は。

答 産業課長 定員を
超える申し込みが
あり、当日は約400名
の参加があった。

参加者の内訳は。

産業課長 今回アンケートを実施

し、その回答の速報値として、回答者数292通。男性85名、女性207名、年齢階層は60歳以上が98名で最も多く、ついで40代が68名、50代が66名、30代が43名、20代以下が16名という結果であり、県外からも96名の参加があった。

集落支援員の活動事例の発信は

集落支援員を交えて検討

問 集落支援員の活動状況は。

答 産業課長 今年4月から7月でアラ

イグマ33頭を捕獲、外来水草対策としてオオフサモ、ホテイアオイ、アカウキクサを駆除した。

問 他市町の集落支援員との交流や視察、研修の考えは。

答 産業課長 現在聞き取りを行ったところ、他市町との交流は希望はされなかったが、有害鳥獣対策研修を令和4年

度に引き続き今年度も受講することとしている。

問 活動実績の報告会や事例紹介、情報発信の考えは。

答 産業課長 令和2年度に広報紙にて水草対策の情報発信を行ったが、それ以降はしていない。今後集落支援員を交えて情報発信を検討していく。

行政事務支援員の雇用状況は

委託事業所の雇用条件下で従事

問 会計年度任用職員ならびに行政事務支援員の職務内容及び給与等待遇に違いはあるのか。

答 総務課長 会計年度任用職員は、当

町では有資格者で専門性を有する職種の経験値が高く、業務に精通している等が主な雇用条件である。行政事務支援員は委託先事業所の雇用条件のもと、町が提示した業務仕様書に沿っている。業務内容は主に一般事務補助や専門業務補助等である。給与体系はどちらも職種や業務内容に応じた形態となっている。

問 期末手当や年休付与日数の条件に違いはあるか。

答 総務課長 会計年度任用職員の雇用

は町だが、事務支援員は委託先事業所で採用するため、その基準は、それぞれの雇用主で定められる。

問 委託先事業所の雇用に関するためこれ以上は言及しないが、1つ確認したい。今現在事務支援員として従事している職員が今後、経験年数や技能を習得した場合、会計年度任用職員として町の直接雇用にすることは可能か。

答 総務課長 会計年度任用職員を希望されるならば、町がその業務に沿った募集をかけた場合に応募することは可能だ

と思う。

鳥獣被害防止総合対策

交付金事業について

現状把握からしていきたい

問 鳥獣被害防止総合対策交付金について、財務省より改善点と検討の方向性が発表されたが、本町の侵入防止柵の維持管理状況は。

答 産業課長 設置された際には適切な設置を町が確認していた。以後の維持管理は所有者が実施している。

問 耐用年数が残存期間中にもかかわらず宮農していない。設置しても突破されている。また補修をしていない点が大きな問題とされており、このような状況の自治体には今後交付しないという厳しい指摘である。来年度から今回の指摘事項が

適用されるため、交付が受けられない事態にならないようまずは現状把握からでも早急にしてもらいたい。

答 産業課長 現状把握をしていきたい。



イノシシに突破された柵



蔵戸 新 議員

一般質問



吉富 隆 議員

総事業費は

町で支出するもののみ把握している

問 上峰町中心市街地活性化事業の内容とその総事業費は。

答 政策課長 道の駅に関しては、24時間トイレ、情報提供施設、駐車場が道の駅の基本3点セットになり、これに物販等の地域振興施設が加わる。将来的には、この基本3点セット部分を町に帰属させ、この部分に関しては民設、公有、民営という形になる。地域振興施設については、民設、民有、民営とカテゴライズされる。定住促進住宅につ

いては、PFIを活用し、民設、公有、民営になる。文教施設については、公共の部分も入居する計画があり、その部分は、民設、公有、公営それ以外は、民設、民有、民営となる。多目的交流施設は、公設、公有、公営となる。総事業費については、合同会社がイニシアチブを持って展開している事業であるため、全体的な把握は行っていないが、予定も含め現段階で町の方で把握している支出を申し上げる。道の駅に

関しては、地方創生関連交付金約5億円。これは、町裏負担は0円。下水インフラ整備接続として約1,500万円、これは町単独費用のみ。社会資本関係の交付金による車路舗装、広場整備として、2,500万円、これは町の裏負担が1,300万円ほど入っている。今後の予定される医療的ケア児対応の認定こども園設置費用のうち町の裏負担、これは、幼稚園部分4分の1、保育園部分12分の1という形になる。合算すると、約1億円程度の支出を見込んでいる。

問 同事業の完成時期は、想定でも構わないが何年の何月頃か。

答 政策課長 定住促進住宅が、令和8年4月の供用開始。道の駅については、令和7年3月オープン。文教施設については、L A B V方式で合同会社が行う。こちらは、以後詳細設計の段階である。多目的交流施設については、来年度採択後に設計に入っていく。

問 貸付する行政側の財源は。

答 政策課長 財源は寄附財源である。すなわちふるさと納税。

問 ふるさと納税については大変難しい問題とはいえ、今後は町長を軸にして、所管課、委託業者との連携を取り、法律に触れることなく寄附をいただける努力をお願いする。町長の意気込みを。

答 町長 最も財政難だった町政の時から、町民のおかげで、実質公債比率は7.5%、

将来負担比率ゼロ。自主財源比率は9年連続佐賀県ナンバーワン、そういう状況になった。貯金も借金についても大幅に改善している。この状況を維持し、身の丈に合ったサイズにしながら維持していくつつ、中心市街地をしっかり並行していくことに全力を傾注していく。



開発中の中心市街地

町が表に出る農業の取り組みを

今後も重点的に取り組んでいく

問 町の今後の農業について町の考えは。

答 産業課長 令和3年に策定した上峰まちづくりプランに沿って、農業生産基盤の充実、意欲ある

多様な担い手の育成、特色のある地域農業の振興、地産地消の促進及びICTを活用した農業をめざす。

町からの貸付金83億円の返済は

停止条件が外れたら権利の放棄

問 町からの合同会社への貸付金83億円は、貸付条件が貸付期間20年、償還回数15回の元利均等払い、元利利息とも据置期間が5年で、据置期間が過ぎて1回目の第三者委員会の停止条件の判断と認識していたが。

うに権利の放棄という形で上程を行うことになると思う。その際の1債権1放棄というのは、この債権の1契約に対して1放棄ということと、1議案の上程になると思われる。

答 政策課長 CGF に関しては、第三者委員会から報告が上がってきた後に、停止条件の契約という形でやっているため、停止条件が外れた際には、議会のほ



江崎 文男 議員

農集排事業の各処理区の現状は

少人数の職員で効率的な運営

問 7処理区の現状は。

答 建設課長 令和6年3月31日現在、前牟田処理区93.4%、堤処理区90.3%、坊所処理区94.6%、切通処理区94.7%、井柳処理区89.9%、江迎処理区97.6%、三上処理区94.7%、の住民が使用され、全体で住民登録ベースの供用率は94.7%。

中心市街地の污水計画は

官民おのおので計画

問 提出資料の説明を。

答 建設課長 坊所処理場の10年後の加入済未接続件数による増加は28人と算定し、他の予測される要因は、多目的交流施設アリーナ、これが体育館、プール、武道館が併設される計画で、切通処理区へ接続するので、現況の坊所処理区に接続している武道館、

体育館、プールの供用人口が188人減になる資料である。

問 事業区域の污水計画は。

答 建設課長 情報提供施設、24時間トイレ、駐車場については町所有の防災拠点となり、この施設の汚水流入人口445人を坊所処理区に接続する計画。また、多目的交流施設アリーナは町が設置する公

共施設であり、指定避難施設になる計画であるため、切通処理区に接続する。この施設の実設計が終わっていないが、現状では受け入れ可能人口は843人と算定

している。この接続により、坊所処理区に接続している体育館、プール、武道館の汚水流入人口188人が減になり余剰が出る。その他の施設の汚水処理計画は、合同会社で行う。

◎ 加入済未供用の接続実績

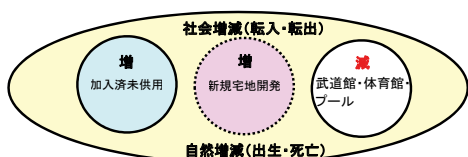
	実 績 (件数)															直近5年平均	
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	件数	※人口
一般家庭	7	1	5	1	6	4	3	0	3	1	0	0	2	0	1	0.6	1.7
事業所等	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0.2	1.1
5ヵ年計	22					13					4						

※ 平均人口は平均件数 × 平均供用人数→

一般家庭：3,453/1,247=2.77人/件

事業所等：427/78=5.48人/件

◎ 坊所処理場10年後のイメージ



※ 加入済未供用分の増加見込：(1.7人 + 1.1人) × 10年 = 28人

※ 武道館・体育館・プールの減少：188人

令和6年 第3回定例会 資料

新 武道館・体育館・プール → 切通処理場

用語の説明

地方自治法第142条

…普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

平成15年12月25日東京高裁判例

「地方公共団体の犠牲において、その長の公人的な利益を図ることを防止することにある」

地方自治法第143条 1 項

…普通地方公共団体の長が、被選挙権を有しなくなったとき又は前条の規定に該当するときは、その職を失う。その被選挙権の有無又は同条の規定に該当するかどうかは、普通地方公共団体の長が公職選挙法第十一条、第十一条の二若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除くほか、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会がこれを決定しなければならない。

昭和60年11月21日新潟地方裁判所判例

「普通地方公共団体の長の失脚の決定は、同行の文理及び趣旨に照らし、当該地方公共団体の選挙管理委員会の自主的判断に委ねられた専権に属するものであって、ほかからの申立てをまたずに選挙管理委員会の職権によって行われると解するのが相当であり、決定を求める申請を認めた規定が存在しない以上、地方公共団体の住民が選挙管理委員会に対して決定を求める申請をすることはできないものというべきである」

※昭和54年7月27日大阪高裁でも同様の判例あり

地方自治法第185条の2

…選挙管理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。



振興常任委員会研修報告

委員長 石橋 信

令和6年7月29日から31日まで2泊3日の日程で岩手県岩手郡岩手町及び岩手県紫波町へ研修を実施しました。参加者は石橋委員長、江崎副委員長、寺崎委員、大川徹委員、蔵戸委員の5名です。岩手町の研修目的は①農産品ブランド化に関する取り組みについて②道の駅「石神の丘」の取り組みについて。紫波町はオガールプロジェクトの取り組みについてです。

岩手町農産品ブランド化について

岩手町は人口約12,000人、面積は上峰の約30倍の広さですが75%程が山林、原野の中山間地です。地形を有効的に活用し、年間を通して農

業による生産性を上げる努力を続けられております。露地野菜、畜産を中心とした農業が基幹産業であり米、野菜（特にキャベツ）、牛、豚、葉たばこが展開されております。畜産物の豚肉、牛肉は農産物産出額の約70%程を占めており、又キャベツは東北一の産地として首都圏を中心に全国へ出荷されている。又半世紀の歴史を持つ全国屈指の薬用作物産地でもあります。

岩手町は環境保全型農業推進の町でもあり畜産農家が産出する堆肥を活用し化学肥料の使用を削減、園芸農家が生産する飼料作物で飼育する取り組みを行っている

る。耕畜連携の取り組みがきっかけとなり畜産農家と園芸農家それぞれの課題解決が出来たとの事でした。

ブランド品一例。

「岩手めんこい黒牛」「やまと豚」6次産業化としてキャベツ専用ドレッシング「キャベタリアン宣言」「キャベツ酢」。フルーツワイン「ルルとリリ」（岩手産のブルーベリーやりんごを使用）

道の駅「石神の丘」の取組について

全国でも珍しい美術館を併設し、草花と彫刻が楽しめる「花とアートの森」に休憩、情報発信機能、地域の活性化に加え防災機能を目的とする施設が附帯してい

ます。町、農協、商工会出資の第3セクターが運営（産直、レストラン、情報施設、農産加工組合）年間約40万人の利用者が訪れる。

紫波町オガールプロジェクトの取組について

まずオガールとは紫波の方言「おがる」は成長を意味し、ガールはフランス語で駅を意味します。紫波

の未来を創造する出発点とする決意、エリアを出発点として持続的に成長していく願いが込められているとの事でした。

エリア内の施設は民間企業、クラブハウス、市民複合等さまざまです。公共施設には図書館、地域交流センター、子育て応援センター、民間施設には産直、歯科、眼科クリニック、力

フエ、居酒屋、学習塾等が入居、オガール紫波株式会社が主導し、民間の連携をはかっている。



道の駅「石神の丘」



オガールプラザ

新しい発見！

消防団 の紹介

「上峰消防団本部」

上峰町消防団本部は、「上峰町は自分たちで守る」という熱い志を持った本町役場の職員で構成され、18人が所属しています（令和6年9月1日現在）。

消防団は、地域に根差したコミュニティです。人と人とのつながりを大事にし、日頃から訓練を積み重ねています。

今年度は11年ぶりに佐賀県消防操法大会が開催され、本町消防団は、三神地区の代表として小型ポンプ操法の部に出場しました。

経験豊富な第1部から第4部までの先輩団員4名と若手の本部団員5名の合計9名からなる選手団を結成し、一致団結して大会に臨みました。結果は入賞を逃しましたが、放水で火点的を倒すタイムは県内で最も早く、本町消防団の消防技術の高さを披露することができました。

消防団は、一緒に町を守る仲間を募集しています。心肺蘇生法やAEDの使い方も訓練するので、大切な人を守る力も手に入れることができます。

上峰町消防団をこれからもよろしくお願いします。



問い合わせ

上峰町役場 総務課
☎0952-52-2181



議会だより 広報編集委員会

委員長 鈴木 千春
副委員長 吉田 豊
委員 江崎 文男
委員 石橋 新
委員 蔵戸 新

あとがき

食欲の秋、天高く馬 こゆる秋と太古の昔から言われておりますが、今年の秋は、10月に入っても、毎日30度を超える真夏日が連日続いておりますが、町民の皆様方がお過ごしでしょうか。

とは言いながらも、季節は刻々と変わり、早くも稲刈りが済んだ水田も見られるようになった今日この頃です。朝夕は、めっきり秋を感じるようにはなりませんが熱中症には留意されると共に、新型コロナウイルスも第五類に移行はしたもののまだまだ油断は出来ない状態が続いています。ごつで、町民の皆様におかれましては、健康に留意されまして、元気で新年の初日の出を迎えられますように、祈念致します。（吉田）

議会を傍聴してみませんか

毎回、町民の皆さまに議会を傍聴していただき、ありがとうございます。

次回の定例会の会期は、11月29日（金）から12月6日（金）までを予定しています。

一般質問は12月2日（月）及び3日（火）の予定です。

行事への参加 7月～9月

8月7日	郡内全議員研修会
8月15日	上峰町戦没者追悼式
8月21日	県内全議員研修会
9月14日	上峰中学校体育大会
9月15日	上峰町敬老会
9月29日	上峰小学校体育大会